

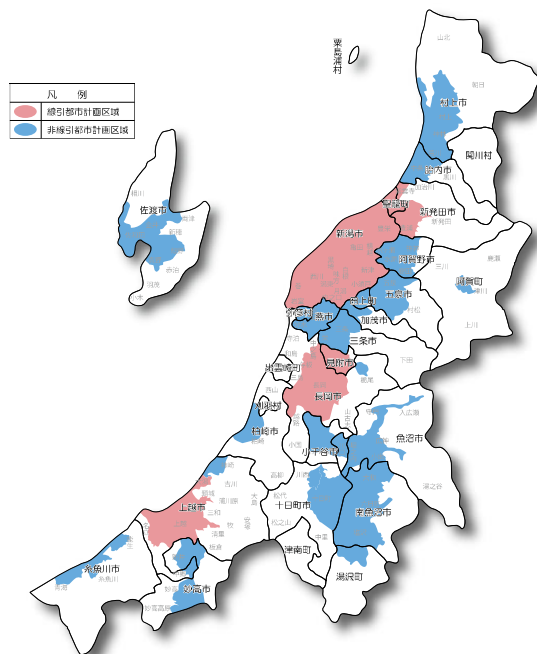
特別立法指定地域

都市計画区域

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、限られた都市空間について地域の実情に合わせてその利用を適正に配分し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものです。

このため、一体の都市として総合的に整備、開発および保全すべき都市計画区域を指定し、土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する計画の策定や各種の都市計画事業の実施等が行われているところです。

なお、都市計画区域のうち市街化区域と市街化調整区域の区分を行うものを「線引き都市計画区域」、行わないものを「非線引き都市計画区域」としています。



※令和 7 年 3 月時点

中山間地域

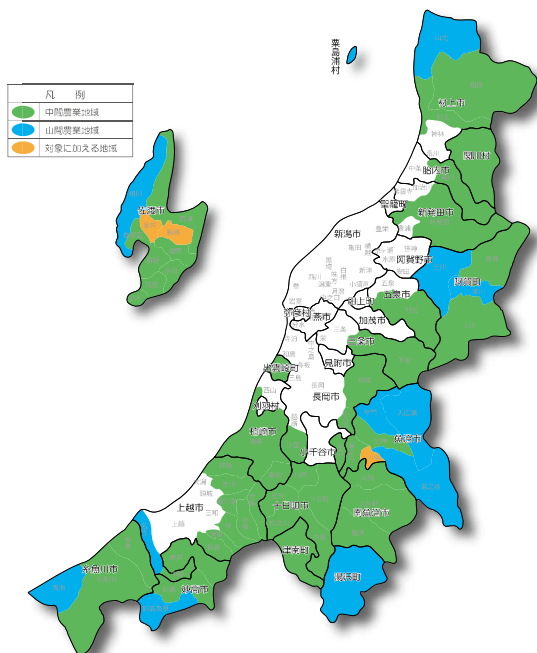
農林統計で用いる農業地域類型の基準指標で、中間農業地域あるいは山間農業地域に分類される地域を中山間地域といいます。中山間地域は、平野の外縁部から山間地を指すため山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約 65%（県土面積の 70%以上）を占める広大な地域で、洪水防止や水資源のかん養など重要な役割を果たしています。

また、広域的な地域づくり観点から旧小出町、旧金井町、旧新穂村を「中山間地域」の対象に加えています。

【中山間地域】

下記のいずれかに該当する地域および区域

- ① 特定農山村地域
- ② 振興山村として指定された区域
- ③ 離島振興対策実施地域
- ④ その他知事が必要と認める地域

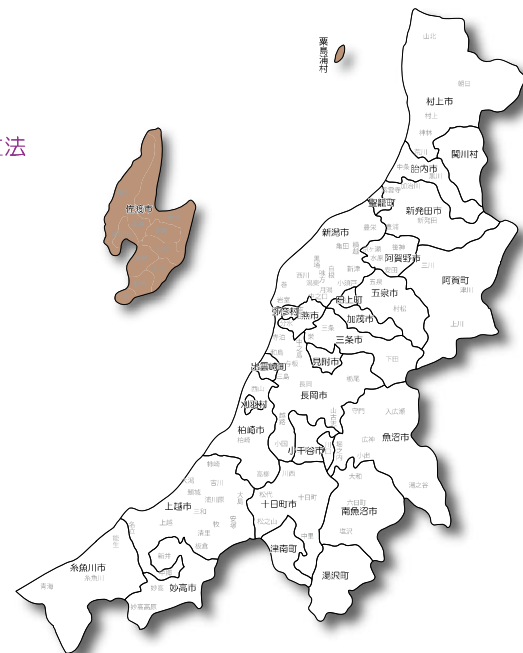


離島振興法

昭和 28 年 7 月 22 日施行、
昭和 28 年度～令和 14 年度までの時限立法
(令和 4 年 11 月改正)

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、その離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的としています。

【指定地域】(2 市村)
佐渡市、粟島浦村



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

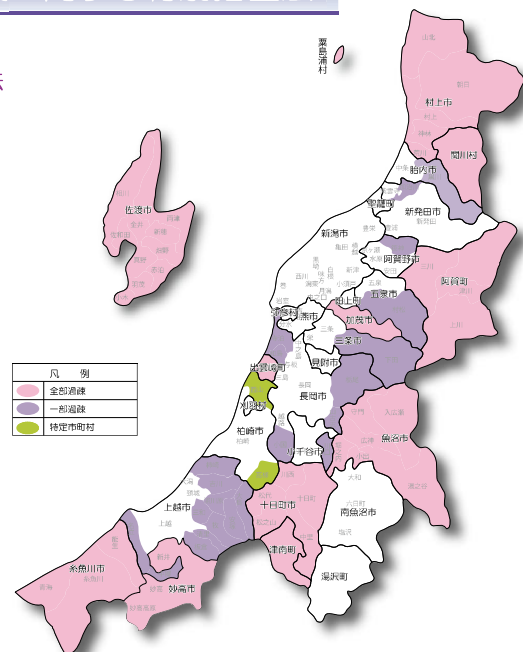
令和 3 年 4 月 1 日施行、
令和 3 年度～令和 13 年度までの時限立法

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、必要な特別措置を講ずることにより、地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与することを目的としています。

【全部過疎】(12 市町村)
加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、佐渡市、魚沼市、阿賀町、出雲崎町、津南町、関川村、粟島浦村

【一部過疎】(7 市、22 区域)
長岡市のうち旧栃尾市・旧和島村・旧寺泊町・旧山古志村・旧川口町・旧小国町、三条市のうち旧下田村、新発田市のうち旧加治川村、五泉市のうち旧村松町、上越市のうち旧安塚町・旧浦川原村・旧大島村・旧牧村・旧柿崎町・旧吉川町・旧中郷村・旧板倉町・旧清里村・旧三和村・旧名立町、阿賀野市のうち旧笹神村、胎内市のうち旧黒川村

【特定市町村】(1 市、2 区域)
柏崎市のうち旧高柳町・旧西山町



※令和 7 年 3 月時点